

請負工事等契約および変更内容

課 名 農林整備課

担当業務 建設改良係

契 約 名	農業水路等長寿命化・防災減災事業 梅木谷ため池廃止測量設計業務		
施 行 場 所	安来市広瀬町菅原地内	概要 測量業務 設計業務 1 式 1 式	
種別及び概要	種別 土木コンサルタント		
随意契約の理由	別紙のとおり		
契約の相手方	所在地 松江市黒田町432番地1 名称 島根県土地改良事業団体連合会 代表者 代表監事 山本 浩章		
契 約 金 額	3,960,000円	着手 契約締結日の翌日	完成 令和7年1月31日

第	変更金額	変更前 3,960,000円	変更後
1	変更理由		
回	工 期	変更前 -	変更後 -

第	変更金額	変更前 3,960,000円	変更後 3,481,500円
2	変更理由	現地精査に伴い排水路の経路を既設水路から洪水吐排水箇所へと計画変更したため、対象箇所の路線測量を減ら攻するため。	
回	工 期	変更前 -	変更後 -

第	変更金額	変更前	変更後
3	変更理由		
回	工 期	変更前	変更後

第	変更金額	変更前	変更後
4	変更理由		
回	工 期	変更前	変更後

随意契約理由書

本業務は、安来市が既存のため池の廃止に必要な測量設計を行うものである。
下記の理由により島根県土地改良事業団体連合会（以下「連合会」という）と随意契約を行う。

記

- ① 連合会は、土地改良事業関係の公法人として土地改良法や農業農村整備事業の事業制度に広く精通しているとともに、農地・水環境保全協議会事務局として、地域政策にも精通しており、計画に係る地域の将来像、農村に関する施策の基本方針作成について必要な知識と豊富な経験を有する唯一の団体である。
- ② 連合会は、これまでも多くの市町村に於いて、同様の業務を実施してきており、豊富な経験とともに、県内各地の状況や事業全般を熟知している。
- ③ 連合会は、島根県農林水産部が組織する設計技術基準検討委員会、各農業農村整備事業担当学会議に加わっており、農業農村整備事業設計基準全般に亘って情報を得ており、的確に業務が遂行出来る。
- ④ 連合会は、島根県及び市町村等で構成する島根県公共工事積算共同利用システム運営協議会に委員として参加しており、工事発注から変更及び出来高設計書まで一貫した積算業務が遂行出来る。
- ⑤ 連合会は、農業土木技術管理士始め、農業農村整備事業の推進母体として数多くの資格者を擁しており、また、農業農村整備事業工事の発注関係事務を適切に実施する機関として、県内では唯一発注者支援機関認定（中国四国農政局管内農業農村整備事業発注者支援機関認定制度実施要領）を受けその実績もあり、信頼性が高く、精度が確実に確保できる。
- ⑥ 連合会は、農林水産大臣の許可を得た法人格（土地改良法１１１条の３）を有した営利を目的としない団体（土地改良法１１１条の４）であり、会員（市町村、土地改良区）の行う土地改良事業に関する技術的な指導その他援助を事業としており、公共性、信頼性、中立性が確保されている。

以上のことから、地方自治法施行令第１６７条の２第１項第２号「その性質又は目的が競争入札に適さないもの」により随意契約とする。

以上